

○求める教員像および教員組織の編制方針

平成30年4月1日

制定

学校法人神奈川歯科大学は、建学の精神並びに教育理念を実現するため、次のとおり求める教員像を示すとともに、教員組織の編制方針について定めます。

1. 求める教員像

歯学部及び大学院歯学研究科の教育理念・目的を十分に理解し、教養・教育学系、基礎歯科学系、社会歯科学系教員においては教育・研究に、臨床科学系教員においては加えて診療に対して真摯に取組める人材を求める。その上で、学生と患者への豊かな愛情を持ち、教育・臨床・研究における真理の探究に意欲的であり、教職員組織において他者を尊敬し合い組織の発展に貢献できる人材を求める教員像とします。

2. 学系の設置及び機能

教員組織として4つの学系（教養・教育学系、基礎歯学学系、社会歯科学系、臨床科学系）を設置し、それぞれの学系のもとに必要な講座及び分野を配置します。歯学部及び大学院歯学研究科、診療科において、教育・臨床・研究にかかる才幹を有機的に連携し、建学の精神の実現を目指します。

3. 教員組織の編制

歯学部、大学院歯学研究科、診療科の円滑な運営のために必要な教員組織を編制します。

1) 歯学部、大学院歯学研究科、診療科を構成するために必要な、4つの学系のもとに講座及び分野を設置します。教育の実施に当たり、組織的な連携体制を確保し、適正な人数の教員を配置します。4つの学系を最大限に機能させ、教育に係る総合的な企画や学生協働による各種制度・施設等の見直しを行うため、学長直轄組織として教育企画部を配置します。

2) 大学院歯学研究科においては、歯学部における教育の上に、さらに専攻分野について自立して研究活動を行う人材を育成する教育と研究を推進するために必要な適正な人数の教員を配置します。

3) 地域医療を支え、かつ高度先進医療を提供する第2次・第3次医療機関として必要とされる診療科を設置し、適正な人数の教員を配置します。

大学設置基準並びに大学院設置基準の教員組織に定められた必要教員数を下回らないことを前提とし、教育・臨床・研究の運営を円滑にかつ効率的に推進するために適正な人数の教員を配置します。

附 則

本方針は2018年4月1日より施行する。

本方針は2021年4月1日より一部変更施行する。

本方針は2023年10月1日より一部変更施行する。